

徳島県情報公開審査会答申第58号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年3月4日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成16年12月6日の鮎喰新浜線において指定方向外進行禁止における交通違反取締りの検挙件数及び警告数が分かる文書」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年3月18日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「現場取締りメモ（以下「本件公文書」という。）と特定し、取締場所、取締体制のうち警察官の人数及び警察官の氏名、車両登録番号、車種、車名及び塗色を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成20年4月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成20年4月16日、諮問庁は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消す裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は次のとおりである。

(1) 警察官の氏名について

殺人事件など重大犯罪については、捜査をしている警察官の氏名を公表できないというのは分かるが、交通取締りの警察官の氏名も公表できないというのは、やは

り違法で、公平公正でない取締りをしているのではないか。

(2) 取締場所について

諮問庁の説明では、「将来の取締場所が推測されることから、交通違反を犯そうとする者が、以後の取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、当該取締場所以外での交通の安全と円滑を確保することが困難になると認められる」とあるが、取締りをしているのは、違反をしなくなるようにするためにやっているのであるから、取締場所を推測してその道を通らなくなったら、違反がなくなって良いのではないか。

(3) 検挙及び警告の件数について

本件公文書では、検挙数及び警告数が定かではないため、正確な検挙件数及び警告件数を教えてほしい。

(4) 過去に見たことのある資料には、何名が検挙されたかや、検挙場所についての記載があった。本件公文書以外に当時の取締状況が判る公文書が存在すると思われるので、新たな公文書の公開を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 条例第8条第1号（個人に関する情報）の該当性について

(1) 違反者に関する情報について

本件公文書において、違反者に係る「車両登録番号」、「車種」、「車名」及び「塗色」の情報（以下「違反者情報」という。）を非公開とした。

この違反者情報は、取締りにおいて違反者を特定するため、違反者の運転する車両に関する特徴を記載したものであり、記載内容全体が違反者を特定するための一つの情報であることから、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報である。

なお、仮に「車両登録番号」のみを非公開としても、「車種」、「車名」及び「塗色」の情報は、その事情を知る関係者及び近親者等が他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができる情報であるものとする。

また、条例第3条に規定する条例の解釈及び運用の指針においては、「実施機関は、公文書の公開を請求する権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。」旨を規定している。

一般的に交通違反により警察に検挙されたかどうかは、通常他人に知られたくな

い個人に関する情報に該当するものと考えられ、これら個人情報の公開については、同条の趣旨を踏まえ慎重に行うべきものである。

これらのことから、当該情報は、本号に該当するものと判断した。

(2) 取締りに従事した警察官の氏名について

本号ただし書八において、公安委員会規則で定める職、即ち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の警察職員をもって充てる職（徳島県情報公開条例の施行に関する規則第3条）の職員の氏名については、本号ただし書八から除外し、非公開とする旨規定されている。

本件公文書に記載されている警察官の氏名は、すべて警部補以下の階級にある警察官の氏名であることから、当該情報は、本号に該当するものと判断した。

2 条例第8条第5号（犯罪の予防等に関する情報）の該当性について

(1) 取締場所について

取締りを実施する場所は、無制限に選定できるものではなく、交通事故の発生状況や道路環境を阻害する行為が行われている地域や道路、地域住民の迷惑性、危険性が高い交通違反に対する取締要望を十分に把握し、その情報を分析・検討して、総合的に効果が上がる取締りを行うよう、実施場所を選定している。

更に、取締機材の設置場所、停止・取調場所の安全性の確保、違反の正確な立証、違反車両の安全な誘導、道路交通への影響、その他道路環境の要件を総合的に検討している。

このように選定された取締りを実施する場所については、交通事故の抑止対策等として将来にわたり継続的に取締りを実施していくことが多く、たとえ公開請求された時点においては過去の取締り情報であっても、特定の場所において取締りを行っていることが公になれば、将来の取締り場所が推測されることとなる。

さらに同種の公開請求により県内全域の取締り場所を公開する結果となった場合、県内取締り場所一覧表が作成できることとなり、それは同時に体制的な取締りを行っていない場所を明らかにする結果となることから、交通違反を犯そうとする者が、以後の取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、当該取締り場所以外での交通の安全と円滑を確保することが困難となると認められる。

以上のことから、当該情報は、本号に該当するものと判断した。

(2) 取締体制（警察官の人数）について

交通取締りを実施するために構成された警察官の人的な体制（以下「取締体制」という。）については、公にすることにより、取締りの規模の大小を推測し得る重要な情報であり、たとえ、過去における取締体制の警察官の人数であっても、将来における取締体制の編成を察知し得る情報である。

このような情報が公になっても、そのことによって直ちに一般ドライバーが当該

情報を利用して、取締りを回避するなどの対抗措置をとることは一般的に考えられないが、暴走族等の悪質なドライバーにとっては有意となり得る情報である。

例えば、暴走族が取締体制を上回る人員体制で暴走行為等を行い、取締りを混乱させるといった対抗措置をとるといったこと又は当該取締りに投入する警察官の規模によっては、他の場所における取締体制の脆弱さが判明することとなり、当該取締りを察知した暴走族等が、他の場所での交通違反を行うことを助長する可能性を有している。現に暴走族が取締りの行われていない場所等を推測して暴走行為又は共同危険行為等を繰り返すといった過去の事件からも予想されるところである。

これらのことから、取締体制を公にすることにより、道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、当該情報は、本号に該当すると判断した。

3 本件公文書の性格及び他の公文書の有無について

現場取締りメモは、定置式レーダーによる速度違反取締り以外の取締りにおいては、その作成を義務付けられているものではなく、各警察署等が任意の様式を用いて、取締りを正確かつ適正に行うとともに、後日の認否事件等に備えて作成し、保管している公文書である。

また、定置式レーダーによる速度違反取締り以外の取締りに際して作成する公文書は、一般的に反則切符及び納付書並びに現場取締りメモのみであり、その中で本件請求に係る検挙件数及び警告件数を記載した公文書は、現場取締りメモ以外には存在しない。

なお、本件公文書に記載された違反者は、いずれも検挙されたものであり、かつ、本件処分により違反者数を公にしていることから、本件公文書により検挙件数及び警告件数が判明するものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が指定方向外進行禁止違反取締りを実施した際に、取締りに従事した警察官が、その職務を適正かつ円滑に遂行するために作成し、組織的に用いるものとして保有している公文書である。

なお、実施機関の理由説明にもあるとおり、現場取締りメモに関しては、定置式レーダーによる速度違反取締りについてのみ、定められた様式による作成が義務付けられているが、それ以外の取締りについては、様式が定められておらず、作成も義務付けられていない。このため、各警察署等が任意の様式を用いて作成しているものである。

また、実施機関の説明要旨に示したとおり、本件公文書では違反者数を公にしており、そのいずれも検挙されているとのことであるから、本件公文書は、審査請求人の求める「正確な検挙件数及び警告件数」を明らかにした公文書であると認められる。

2 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

本号該当性の判断に際しては、条例第3条後段に規定するこの条例の解釈運用指針（通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。）を十分ふまえ、当該個人情報の性質や内容等に応じて個別に適切に判断されなければならない。

これを踏まえ、「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」の意味する範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体と捉えるべきである。

また、それ単独では必ずしも特定個人が識別されるとはいえないものであっても、他の情報が組み合わされることにより特定個人が識別されうることとなる場合があることから、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」についても、本号に該当する情報としているが、この場合の「他の情報」としては、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれることはもとより、仮に近親者や利害関係人であれば知り得るような情報もこれに含まれるものと捉えるべきである。

一方、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ

当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（「以下、「公務員等の職務遂行情報という。」）を、ただし書の中に列記している。

もっとも、警察職員については、その職務の特殊性により、氏名を公開することにより当該職員又はその家族などに不利益を与えたり、事務の適正な執行に支障を

及ぼすおそれがあることから、公安委員会規則で定める職（即ち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の警察職員をもって充てる職（徳島県情報公開条例の施行に関する規則第3条））の職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を公務員等の職務遂行情報から除くこととしている。

(2) 違反者情報について

前述のとおり、指定方向外進行禁止違反取締りの際に作成する現場取締りメモには、様式の定めがないため、違反者情報についても、取締りに従事した警察官が、任意の様式に、任意の方法で記載している。

具体的には、「車両登録番号」、「車種」、「車名」及び「塗色」により構成されているが、これは、交通違反取締りという業務の性質上、違反者を特定するには、違反者の運転する車両の特徴を記載した方が便宜的であるがゆえに、「車両登録番号」等の違反車両の特徴を羅列的、抜粋的に記載しているに過ぎないのであり、その本質とするところは、違反者に関する特徴を記載したものであることができる。

したがって、違反者に関する具体的記載内容の全体が、違反者を特定するために記載された一つの情報と捉えるべきであり、その公開、非公開の判断に際しても、具体的記載内容を細分化し、その個々について、それぞれ単独で特定の個人を識別できるか否かを検討するのではなく、記載内容全体から特定の個人を識別できるか否かを検討し、識別できる場合には、その記載内容全体を非公開とすべきものと解する。

この点、確かに、現行の道路運送車両法によれば、車両の所有者並びに使用者が記載された登録事項等証明書を請求するには、自動車登録番号及び車台番号の明示が義務付けられており（道路運送車両法第22条第4項・自動車登録規則第26条第1項第2号口）、少なくとも車台番号に関しては、車両のボンネットを開放したり、一部部品を分解するなどしなければ確認できない位置に打刻されているのが通常であり、所有者や使用者以外の者が容易に確認できるものではないため、車両登録番号、車種、車名及び塗色から構成された違反者情報単独では、特定の個人を識別することは困難であり、一般人が通常入手し得る情報と照合してもなお、特定の個人を識別することは困難である。

しかしながら、家族等の近親者であれば、違反者情報と本件処分により公にされた情報、即ち取締り日時、取締り路線名及び取締り場所の自治体名とを照合し、さらに近親者であれば知りうる情報をも照合することにより、特定の個人を識別することができる。

よって、違反者情報が本号に該当することを理由に、その記載内容全体を非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 取締りに従事した警察官の氏名について

前述のとおり、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職の職員は、本号ただし書き八の規定により公務員等の職務遂行情報から除外されるため、本号に該当し非公開となる。

この点、当審査会が調査した結果、本件公文書に記載されている取締り従事警察官氏名は、全て警部補以下の階級にある警察官の氏名であることが確認された。

よって、本号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

3 条例第8条第5号の該当性について

(1) 条例第8条第5号について

本号の趣旨は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行など刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に係る情報について、公にすることによりこれに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報として定めたものである。

本号に該当する情報は、その性質上、公にすることにより支障を及ぼすおそれがあるかどうかの認定に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。したがって、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定することにより、本号該当性については、司法審査の場において、実施機関の第一次的判断が尊重され、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかについて審理・判断されるものであることを法文上で明らかにしたものである。

このことから、当審査会としても、本号該当性の判断については、実施機関の判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかについて検討する。

(2) 取締り場所について

交通違反の取締り、殊に、一点の場所においてある程度的人员規模をもって体制的に執り行う交通違反取締り（以下「集団取締り」という。）を行う場所については、無制限に選定できるものではない。

すなわち、交通事故の発生状況、道路環境を阻害する行為の有無、地域住民の被る迷惑の度合い、危険性が高い交通違反の発生頻度、地域住民等からの取締り要望の状況、取締り機材の設置場所の有無、停止・取調場所の安全性確保の可能性、違反の正確な立証作業の実行確実性、違反車両の安全な誘導空間の有無、道路交通への影響の度合いその他道路環境等の要件充足性を総合的に検討し、安全かつ効果的な取締りが実施できると判断される場合に限り、集団取締りの場所として選定されるものであり、必然的にその選定は限定的かつ固定的にならざるを得ない。

このように、集団取締りにおける取締り場所の選定に相当程度の制約があることに鑑みれば、一度選定された取締り場所にあっては、将来にわたり継続的に集団取締りが実施される可能性が高いであろうことは容易に推測されるところであり、同時に、

現在集団取締りの取締場所に選定されていない場所にあつては、将来にわたり集団取締りが実施される可能性が低いであろうことも、容易に推測されるところである。

したがって、仮に、取締場所の公文書公開請求がなされた場合にこれを全て公開することとした場合、県内の交通規制箇所全てに関する取締情報を取得し、これを組み合わせることにより、県内集団取締り実施場所一覧を作成することが可能となる。それは同時に、県内の交通規制箇所のうち、将来にわたり集団取締りが実施される可能性が低い箇所の一覧が作成可能となることをも意味するものである。

確かに、審査請求人が主張するように、交通違反取締りは、交通違反の予防を目的とするものであるから、取締りが実施される場所が推測されれば、当該場所における交通違反はむしろ減少する可能性が高いとも思われる。

しかし、前述のとおり、取締場所を公開することは、同時に取締場所に選定されていない場所を公開することに等しいものである点に鑑みれば、取締場所以外の場所における交通違反を助長する危険性が生じることにもまた、容易に推測されるところである。

したがって、取締場所を公開することにより、当該取締場所以外での交通の安全と円滑を確保することが困難となることを理由に非公開とした実施機関の判断は、十分に合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上により、取締場所が本号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

(3) 取締体制（警察官の人数）について

交通違反取締りは、県内各地で実施されるものであるから、これを公開することとした場合、県内の交通規制箇所全てに関する取締体制の情報を取得することにより、実施機関が取締体制を編成する際のおおよその傾向を推測することが可能となる。

また、交通違反取締りも限られた人員の中で計画的に実施されるものである以上、特定箇所での交通取締りに多くの人員に従事させた場合、必然的に、交通取締り以外の業務、例えば地域パトロール業務に従事させる人員などを少なくせざるを得なくなる。

すなわち、取締体制は、当該取締りの規模の大小を推測し得る情報であると同時に、当該取締り実施時における当該取締り以外の業務規模の大小をも推測し得る情報であるということができる。

もちろん、このような情報が公にされたとしても、優良な一般ドライバーがこれを利用して取締りを回避し、あるいは取締業務等を混乱させるといった行動に出るとは、通常予想されない。

しかし、暴走行為や共同危険行為等を繰り返す悪質なドライバーが現実存在することも事実であり、このような悪質なドライバーが取締体制の情報を取得した場合、以後、取締体制を上回る人員体制で暴走行為を行ったり、あるいは、取締りを察知して取締場所以外の場所において交通違反を行うであろうことは、十分予想さ

れるところである。

したがって、取締体制を公にすることにより、道路における危険が増大し、交通の安全と円滑が保てなくなるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることを理由に非公開とした実施機関の判断は、十分に合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上により、取締体制が本号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

4 他の公文書の有無について

前述のとおり、本件公文書は、正確な検挙件数及び警告件数を明らかにする公文書である。

また、前述のとおり、定置式レーダーによる速度違反取締り以外の取締りに際して作成する公文書は、一般的に反則切符及び納付書並びに現場取締りメモのみであることから、正確な検挙件数及び警告件数を記載した公文書が現場取締りメモ以外に存在しないとする実施機関の説明に、格別不自然、不合理な点は認められない。

以上により、本件公文書のみを本件請求の対象公文書と特定した実施機関の判断は、妥当である。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年 4月16日	諮問
5月27日	諮問庁からの理由説明書を受理
6月27日	審査請求人からの意見書を受理
8月25日	審議（第58回審査会）
10月 1日	審査請求人からの口頭意見陳述、審議（第59回審査会）
11月 4日	諮問庁からの口頭理由説明、審議（第60回審査会）

12月 3日	審議（第61回審査会）
平成21年 1月14日	審議（第62回審査会）